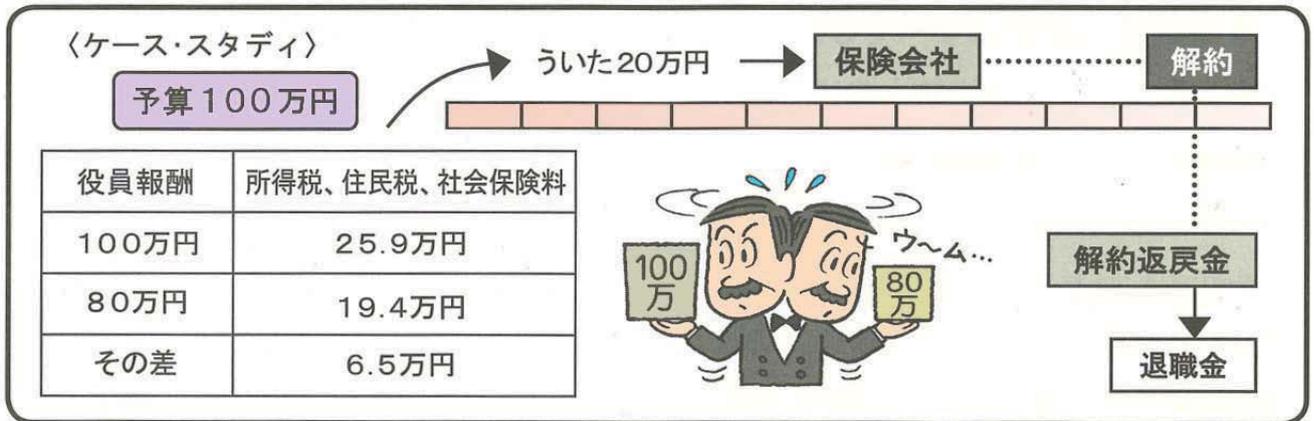


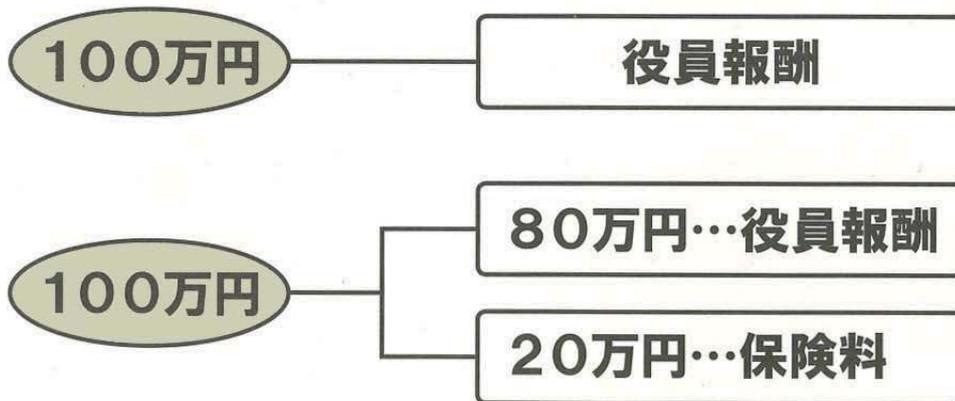
社長の給料を下げて生命保険に加入

●不必要な役員報酬を出すなら、生命保険に入ろう！



日本の中小企業の場合、役員報酬（社長の給料）を決める際に、会社の利益の予測をして、その利益相当額を社長の役員報酬とすることが多いようです。

特に会社の経営が右肩上がり、利益が出てくると、そのまま役員報酬を上げて、いわゆる利益をつぶして会社の利益はゼロとする例をよく見かけます。このような場合に、とかく不必要な役員報酬を取っているケースが多いようです。



仮に、100万円の役員報酬を取っている社長さんがいて、「今の家族の生計は80万円あれば足りるのだが、それでは会社には利益が出てしまい、法人税を払うようなので100万円取って個人で貯金してるんだ」というのが理由だとします。

単純に計算すると、100万円の報酬にかかる所得税、住民税、社会保険料は約25.9万円。これに対して、報酬が80万円の場合は、所得税、住民税、社会保険料が約19.4万円で、毎月の納税額等は約6.5万円低くなります。その差額が10年続けば、実に780万円の違いが出てきます。

このままでは、役員報酬を下げた金額20万円の利益が、毎月、会社に残ってしまいます。そこで、差額の20万円の予算を使って、逓増定期保険に加入したとします。つまり、100万円の予算を全額役員報酬として使うのではなく、80万円を役員報酬とし、差額の20万円を生命保険の掛け金に回すのです。こうすると、会社の利益はゼロということになります。

上記保険に55歳の男性が加入し、10年後に解約した場合、保険会社から返戻される金額は2093万円になり、その収入は会社の税金の対象になります。しかし、この年に予定通り社長交代を行い、その2093万円を退職金にすれば、課税関係は退職金の課税ですので145万円（勤続年数20年）で済み、10年間の手取総額は328万円多くなります。

ご自身の退職時期を事前に決めておき、ご自身で退職金を用意しつつ、一生を通じた課税も少なくなるという、正に一石二鳥の効果が可能になります。もちろん、保険ですから万が一のときは、死亡保険金として大きなお金が入ってくるという安心感もあります。

